

# 公益社団法人京都府看護協会会長表彰及び特別会長表彰並びに 感謝状贈呈規程

## (目 的)

**第1条** この規程は、公益社団法人京都府看護協会の運営に顕著な功績があった会員に対する会長表彰及び会員以外の者に対する特別会長表彰並びに感謝状の贈呈について必要な事項を定める。

## (会長表彰の対象)

**第2条** 会長表彰は、表彰日現在において、京都府看護協会の会員歴が20年以上で、同日現在の各号の一に該当する者について行う。ただし、過去において春秋の叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰、京都府知事表彰又は日本看護協会会長表彰を受賞した者は除く。

(1) 京都府看護協会の理事又は監事の職に通算3期以上在職した者

(2) 京都府看護協会の委員の職に通算12年以上在職した者(理事、監事の期間を含む)

## (特別会長表彰の対象)

**第3条** 特別会長表彰は、京都府看護協会会員以外の者であって、長年監事を務めるなどその功労が特に顕著な者について行う。

## (感謝状贈呈の対象)

**第4条** 感謝状の贈呈は、感謝状授与日現在において、京都府看護協会の会員歴が10年以上の会員で、同日現在京都府看護協会の委員に通算6年以上在職した者について行う。

## (被表彰者等の決定)

**第5条** 被表彰者等は、会長表彰及び感謝状にあつては地区支部又は委員会から推薦のあった者について、特別会長表彰にあつては常務理事会が推薦し、いずれも理事会の審議を経て決定する。

## (表彰等の時期)

**第6条** 表彰は、毎年度の定時総会、感謝状の贈呈は、毎年度の合同委員会において行う。

## 附 則

この規程は、平成19年3月24日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年6月15日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成23年6月11日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成24年6月15日から施行する。

会長表彰被表彰者推薦調書

ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 歳
現住所			
所属地区			
所属施設			
資格	保健師 助産師 看護師 准看護師		
会員歴			
役員・委員 歴	期 間	役 職 名	
推 薦	推薦年月日	年 月 日	
	地区支部又は委員会 代表者氏名	印	

会長感謝状被贈呈者推薦調書

ふりがな 氏名		生年月日 年齢	年 月 日 歳
現住所			
所属地区			
所属施設			
資格	保健師 助産師 看護師 准看護師		
会員歴			
委員歴	期 間	役 職 名	

推 薦	推薦年月日	年 月 日
	地区支部又は委員会 代表者氏名	印